

05 法務省 (特区第12次 再検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類、見直し」措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、行政書士が代理人として行う商業・法人登記業務を認めること。具体的には、司法書士法第73条を改正し、「ただし、行政書士がその業務に付随して商業・法人登記業務を行う場合は他の法律に別段の定めがある場合はこの限りではない」とされたい。	行政書士が行う許認可業務の要件は多岐に亘っており、その要件を充足できる内容で商業・法人登記も行うなければならない。許認可に精通していない司法書士に、登記部分だけを委ねるよりも、当初から関与している行政書士が、その業務に付随する範囲内で商業・法人登記業務を行ったほうが、依頼者である国民の利便の増進とサービスの向上に資するはすである。この観点から前向きに検討されたい。 法務省は19年度の「あじさい月間」において、推進室からの「商業・法人登記に関する専門的知識を有していることを客観的に判断できれば、行政書士が商業・法人登記業務を行うことができる」として良いか。」との再々検討要請に対し「その具体的な方法が(司法書士)試験制度である」と回答した。しかし、現在司法書士の半数以上(9,000人)いるとされる認定司法書士は、司法試験を受けることもなく研修と効果測定だけで、従来、弁護士に専ら業務であった簡易で訴訟代理人となる地位を獲得している。法務省の論理からすると、行政書士が商業・法人登記に関する研修を行い、効果測定で認定を得れば、その行政書士は商業・法人登記業務が可能となるはずであるから、この観点から前向きに検討されたい。	C	本人が申請できない場合に、代理して商業・法人登記手続を行うことを要する者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、民法、民事訴訟法等の法律科目から出題される司法書士試験に合格しており、そもそも簡易訴訟代理等関係業務を行う上での基礎的な法律知識を有していると評価することができるため、一定の研修を完了し、実務上必要となる知識や能力を習得していることが試験で確認された者は簡易訴訟代理等関係業務という分野について、特に資格が付与されるのである。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような条件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	法務省は、お馴染みの「高度な知識専門的能力」の必要性を強調するが、登記申請書はA4一枚の定型化された書面であり、複製に当て取めるには無理がある。要は、添付書類の定款・議事録等の中身の精査能力問題であり、行政書士は権利義務・事実証明書類作成の専門家として、50年以上に携わってきているので、十分な能力がある(アンケート調査結果)と国民から認識されている。行政書士の試験でも、商業・法人登記の基礎となる民法、会社法の知識は必須であり、試験に合格した者が更に研修を経て、商業・法人登記業務を行うこととするに不合理な点はない。京都府下を特区として行政書士による商業・法人登記の実証実験をすべきである。		【提案主体への回答】 商業・法人登記手続の代理を業とする者に要求される「高度な知識及び専門的能力」は、定款・議事録等の添付書類の精査能力だけでは不十分である。民法・会社法の民事実体法の試験に比べ、試験における出題の難易度、必要な理解度に差がある上、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、研修受講のみをもって、商業・法人登記申請手続の代理を業とするのに必要な高度な知識及び専門的能力を有しているかどうか客観的に判断することはできないと考える。及び、京都府下を特区とすることは結びつけないから、要望を認めることはできない。 【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしてそもそも異なっており、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。				1 0 4 0 1 0	個人	京都府	法務省
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書「他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない」に該当した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	同様の要望に対する法務省の回答は、公共の福祉を理由とする職業活動の規制で、公共性の強い登記業務の適正な運営のためには、登記に関する専門知識を有する司法書士・弁護士に業務を集中させるべき必要性、合理性があると仰るが、登記の本人申請が認められている以上一貫しない。本人の自由意思で代理を決定したのであれば、許認可申請の一連作業の中で、少なくとも事前に精通した行政書士の登記申請は例外的に認められるべきであり、それまでも規制する許可制・資格制であるならば、自由に対する過剰な制限であろう。国民の利便向上への具体的な方途を講じ、例えば、試験的に法務局の登記相談窓口の後に付して行わせるはどうか。	C	本人に代わって商業・法人登記手続を行うことを「業」とする者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求されるのは当然であり、本人申請が可能であることにより規制が不合理なものではない。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している代理申請人であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような条件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。	【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしてそもそも異なっており、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。		1 0 6 0 9 0 1 0	個人	京都府	法務省				
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めること。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士は業務を通じ継続的に法人と接触しその実情をより了知する立場にあり、また相談業務等を通じ法人の実体形成過程に関与する。それを公示する登記は司法書士が一旦担当するが、改めて当該登記に関連する許認可手続を行政書士が行う。形式的な職域を理由とするかから「一連業務の区分は、その不利益を国民に負担させていると評価を得ない。また」の発端で登記申請の情報や書式が簡単に入手できる結果、申請数の実に20%を超える本人申請を許しながら(平成15年6月度の東京法務局への申請数)、他方で登記の公益性を担保するため代理人には高度な法律知識及び専門的能力が必要として、本人の責任において委任された行政書士の登記申請を1件たりとも許さないのはいかにも説得力を欠く。従って、国民の利便性向上の観点から、行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めるよう要望する。	C	本人に代わって商業・法人登記手続を行うことを「業」とする者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求されるのは当然であり、本人申請が可能であることにより規制が不合理なものではない。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、民法、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような条件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	業として商業法人登記を扱う場合、一定の能力が要求されることは当然である。問題は、商業法人登記のすべてが高度な法的知識を要するものばかりではない。これは申請数の20%が登記の素人である本人申請である事実が正る商業法人登記のうち、多くの部分が容易にできる業務であることを示している。そこで行政書士業務に関連する商業法人登記の内、行政書士が扱う業務をカテゴリ化すること、その業務について研修を行うこと、研修の受講者へ一定の認定資格を与えることとしそれ以外の行政書士は商業法人登記を扱えないこととする。さらに行政書士試験に上記カテゴリに対応した商業法人登記を加えることで十分対応できると考える。		【提案主体への回答】 登記手続の代理を業とする者に要求される専門的知識及び能力と本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは当然に異なるのであるから、商業・法人登記における本人申請の割合と容易にできる業務かどうかは、関係がない。 【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしてそもそも異なっており、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。	1 0 7 0 5 0 1 0	個人	京都府	法務省			
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書「他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない」との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行う事を明文化する。	1. 本要望は各方面から再三再四にわたり、強く要望が出されているところであるが、法務省の認めない理由として、その能力担保を司法書士試験のみに限定している。これは始めから「結論」ありで、国が推し進めている司法制度改革や簡易法律専門職の垣根の撤廃論、業務の相互兼任入りなどの規制緩和と逆行しており、どのように検討すれば国民の利便性向上に繋がるといふ姿勢が全く感じ取れない。 2. そもそも我が国は1871年の司法職務定例によって「証書人」「代書人」「代書人」制度を誕生させた。「代書人」は1919年に行政代書人、司法代書人に分化し、その後の経緯を経て現在の行政書士、司法書士に至っているが、それは利用者の国民の観点からではなくあくまでも行政の効率主義や縦割行政が起因で省益優先の省庁の既得権益に他ならない。行政書士と司法書士の業務問題や共通業務が現存することが、それを如実に表している。 3. 法務省は国民の利便性から再考し、行政書士の業務実態を把握した上で、行政書士に業務遂行能力があるか否かを京都府において一定期間、実証実験を行えるよう商業・法人登記業務の開放措置を講じるべきである。	C	本人に代わって商業・法人登記手続を行うことを「業」とする者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求されるのは当然であり、本人申請が可能であることにより規制が不合理なものではない。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している代理申請人であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような条件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。	【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしてそもそも異なっており、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。		1 1 1 4 0 1 0	個人	京都府	法務省				
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書「他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない」との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行う事を明文化する。	行政書士業務である会社設立時における定款作成は、商法、会社法の理解が必須であり、行政書士試験科目においては当該法より出題されている。その結果である登記申請を行政書士が行うことは困難なことである(国民の負担軽減にも繋がる。先に法務局により行われた、商業・法人登記業務の実証調査に関するアンケート結果では、国民は行政書士の商業・法人登記に関連する業務に満足しており、これは行政書士が専門的能力を有していることを認めている事である。さらなる能力担保措置としては、行政書士法第13条2により法定されている「研修義務」の強化を図り、能力認定制度導入等を検討すればよい。以上の観点から要望する。	C	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような条件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	商業・法人手続は、必ずしも専門知識を有していない本人申請が可能な現状であることを踏まえ、会社設立業務に關する頻度の高い行政書士においては、試験科目にないことの能力担保措置として能力認定制度の導入等の検討をされることを要望します。	【提案主体への回答】 登記手続の代理を業とする者に要求される専門的知識及び能力と本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。よって、要望を認めることはできない。 【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしてそもそも異なっており、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。	1 1 5 0 1 0	個人	京都府	法務省				

05 法務省 (特区第12次 再検討要請回答)

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実地内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類、見直し」	「措置の内容、見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した業務に付随する範囲内において、行政書士に商業・法人登記業務を開放すべきである。	法人を設立する場合、その事業において営業許可等の許可を必要とする場合が多く、複雑な許可要件(例えば資本金の財産的要件、役員資格要件等)を理解し、要件を満たした内容で登記をする必要がある。また登記事項を変更する場合でも変更内容の判断を誤れば、既に取得していた許可の要件を欠き、許可取り消しの対象となる。全国の司法書士の数が18,818人、これに対して行政書士は59,435人、H19.10.0の現在と比べて、倍以上の行政書士が全国に存在するにもかかわらず、許可に精通しない司法書士の数が商業・法人登記業務を独占業務とすることは、国民にとって事業の効率、登記のやり直しによる手間と費用の増大等の不利益をきたす恐れがある。	C	1	商業・法人登記手続を本人に代理して行う者は、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、高い水準で行政書士が商業・法人登記業務を行うことが、「適切な業務」に結びつくとは考えられない。 なお、商業・法人登記申請を、本人が法務局の説明を受けて行うことに問題はないが、法務局又は地方法務局に提出する書類等の作成について、業として相談に応じること(司法書士法第3条第5項)は、司法書士法第73条第1項に該当し、禁止されている。 よって、要望を認めることはできない。	再検討要請	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、商業・法人登記申請手続の代理を業とするには必要高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかについては、研修の実施の有無のみをもって、客観的に判断することはできない。 なお、登記手続の代理を業とするに要求される専門的能力の水準が本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 よって、要望を認めることはできない。 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしても異なるものであり、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことにより同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。	提案主体からの意見	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、商業・法人登記申請手続の代理を業とするには必要高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかについては、研修の実施の有無のみをもって、客観的に判断することはできない。 なお、登記手続の代理を業とするに要求される専門的能力の水準が本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 よって、要望を認めることはできない。 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしても異なるものであり、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことにより同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。				個人	京都府	法務省	
050010	行政書士へ法人登記の開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	登記業務は、司法書士でない業務委任が受けられない制度になっておりますが、登記と行政の許認可業務が一体に行われることについては、付随業務として行政書士が法人登記申請の代理権を付与して、法人設立の利便を図りたい。	現在、建設業は苦境にあり、新規が繰り返される状況にあり、法人が解散すればその一部役員が新会社を設立します。この場合国及び都道府県への建設業許可申請の前段で会社を設立する定款の作成を行政書士が行い、法人登記申請は本人が法務局の指導を受けて行う(行政書士が説明・助言をします。)登記事項証明書を添付して建設業許可を得て営業します。法人設立者は、同時に金銭的にも恵まれない状況の現場でのスタートであり、司法書士に委任する経済的余裕もありません。建設業の特不況地帯を特約として、行政書士に開放したければ安価でも適切な業務が促進できるので、優れた法人が誕生し建設業の発展につながります。	C	1	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記申請を、本人が法務局の説明を受けて行うことに問題はないが、法務局又は地方法務局に提出する書類等の作成について、業として相談に応じること(司法書士法第3条第5項)は、司法書士法第73条第1項に該当し、禁止されている。 よって、要望を認めることはできない。	再検討要請	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、商業・法人登記申請手続の代理を業とするには必要高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかについては、研修の実施の有無のみをもって、客観的に判断することはできない。 なお、登記手続の代理を業とするに要求される専門的能力の水準が本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 よって、要望を認めることはできない。 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしても異なるものであり、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことにより同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。	提案主体からの意見	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、商業・法人登記申請手続の代理を業とするには必要高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかについては、研修の実施の有無のみをもって、客観的に判断することはできない。 なお、登記手続の代理を業とするに要求される専門的能力の水準が本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 よって、要望を認めることはできない。 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしても異なるものであり、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことにより同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。				個人	兵庫県	法務省	
050020	土業の規制緩和と再構築	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。	司法書士・行政書士業務の規制緩和	各土業が、法定業務範囲の垣根を下げなければ広(社会の需要)に対応できない。行政機関に生活保護を申請するのは行政書士の独占業務。それと司法書士が破産の申請書を作成し、破産宣告を受け、生活保護申請となった場合、司法書士は関係ない。規制改革すれば、一連の手続を一人の土業に依頼出来る。商業登記制度を含め、行政書士、司法書士両制度の職務範囲を利用する国民の目線で規制改革すべし。両制度の統合も良い。申請官庁が異なるだけの二つの書士制度は国民に混乱を招き不要だ。必要性を説くのは各土業の調張り意識のみ。国民の利便の観点から検討することを要望する。	C	1	裁判所に提出する書類を作成するには、民法等の民事実体法はもとより、民事訴訟法等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、破産手続開始の申立て等裁判所に提出する書類を作成するための専門的法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。 よって、要望を認めることはできない。	再検討要請	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、商業・法人登記申請手続の代理を業とするには必要高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかについては、研修の実施の有無のみをもって、客観的に判断することはできない。 なお、登記手続の代理を業とするに要求される専門的能力の水準が本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 よって、要望を認めることはできない。 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしても異なるものであり、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことにより同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。	提案主体からの意見	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、商業・法人登記申請手続の代理を業とするには必要高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかについては、研修の実施の有無のみをもって、客観的に判断することはできない。 なお、登記手続の代理を業とするに要求される専門的能力の水準が本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 よって、要望を認めることはできない。 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしても異なるものであり、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことにより同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。				個人	京都府	総務省 法務省	
050030	土地家屋調査士特区	土地家屋調査士法第9条第1項、第13条第1項、第47条第1項、第52条、第58条、第73条第1項	土地家屋調査士は、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定め、一箇の調査士会を設立しなければならない。調査士となる資格を有する者が調査士となるには、調査士会連合会に備える各名の登録を受けなければならない。この登録の申請をする者は、申請と同時に調査士会に入会する手続をとらなければならない。調査士会に入会していない調査士が調査士業務を行うことはできない。	複数の土地家屋調査士会の設立が可能とする特区	調査士会は単に会員の指導・連絡のみをしている訳でなく、現実に、境界問題に関するADRをしていたり、ADR認定の特別研修の協力機関であったりしている。前者はいつまで不熱心で、後者は独自の規制をしたりして、大変困っているため、新たな会が必要とする。松江地方法務局の管轄区域である。法務省当局がきちんとした指導をしていない以上、新たな調査士会の創設が必要である。 民間側は、調査士会連合会に備える各名の登録を受けなければならない。この登録の申請をする者は、申請と同時に調査士会に入会する手続をとらなければならない。調査士会に入会していない調査士が調査士業務を行うことはできない。	C	1	会の運営に関することであり、会(会員)の自主決定による。法務局の指導と新たな会を創設することとは関係ない。 同時に、他資格の会の事情は指導しない。 会員の都合によって、別会が設立されるのであれば、会の乱れを招き、いいては国民の利便が妨げられて阻害される。 基本的な会への指導及び連絡、が異なるのであれば、複数の会を設立する必要がない。 よって、要望を認めることはできない。	再検討要請	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、商業・法人登記申請手続の代理を業とするには必要高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかについては、研修の実施の有無のみをもって、客観的に判断することはできない。 なお、登記手続の代理を業とするに要求される専門的能力の水準が本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 よって、要望を認めることはできない。 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしても異なるものであり、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことにより同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。	提案主体からの意見	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、商業・法人登記申請手続の代理を業とするには必要高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかについては、研修の実施の有無のみをもって、客観的に判断することはできない。 なお、登記手続の代理を業とするに要求される専門的能力の水準が本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 よって、要望を認めることはできない。 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしても異なるものであり、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことにより同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。				個人	鳥取県	法務省	
050040	戸籍事務を取り扱うことができる職員範囲	戸籍法第1条、地方自治法第154条	戸籍事務は、市町村長がこれを管掌するとされており(戸籍法第1条)その指揮監督の下に補助機関である職員をしてその処理につき補助させることができることとされている(地方自治法第154条)。	戸籍事務の取扱いを正職員のほか、再任用職員および任期付職員においても取り扱うことができるよう措置を求め。	戸籍事務を正職員以外の者が取り扱うことは、「戸籍届出の受理や謄本の交付等は、行政処分であるため、民間事業者に守秘義務等の一定の要件を課したとしても、戸籍事務管掌者の指揮監督下にある吏員以外の者が行うことができない」との回答(地域再生：第1次提案)にあるように、戸籍事務管掌者たる市長の指揮監督のもと、正職員が実施しなければならないと解釈していることである。 今後、本市の駅前サービスコーナーにおいて、戸籍の謄抄本等の交付請求に応ずるか否かの行政行為(公証)を正職員以外の次の職員に行わせることができるよう取組みを進めていることであり、当該職員が交付請求に応ずるか否かの行政行為を実施できるよう措置を求め。 ・地方公務員法第28条の4の常勤再任用職員、同法第28条の5の短時間再任用職員 ・地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律第4条の職員、同法第5条の短時間勤務職員の職員	D	1	戸籍事務は、市町村長がこれを管掌するとされている(戸籍法第1条)。戸籍事務管掌者である市町村長が戸籍事務のすべてを処理することは不可能であるため、その指揮監督の下に補助機関である職員をしてその処理につき補助させることができることとされている(地方自治法第154条)。再任用職員及び任期付職員については、正職員と同様、地方公務員法の規定が適用され、地方自治法上の補助機関である職員であることと変わりはないため、これらの職員が戸籍事務を取り扱うことについて制限はない。 よって、要望を認めることはできない。	再検討要請	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、商業・法人登記申請手続の代理を業とするには必要高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかについては、研修の実施の有無のみをもって、客観的に判断することはできない。 なお、登記手続の代理を業とするに要求される専門的能力の水準が本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 よって、要望を認めることはできない。 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしても異なるものであり、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことにより同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。	提案主体からの意見	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、商業・法人登記申請手続の代理を業とするには必要高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかについては、研修の実施の有無のみをもって、客観的に判断することはできない。 なお、登記手続の代理を業とするに要求される専門的能力の水準が本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 よって、要望を認めることはできない。 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしても異なるものであり、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことにより同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。				大東市	大阪府	総務省 法務省	
050050	地方税徴収業務の民間開放(徴収関連業務)	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰則が科される。	地方自治法、地方自治法施行令、地方税法その他法令の改正において、公金の徴収若しくは収納の権限についての規制緩和措置を講じていただきたい。	地方公共団体では、各種税および国民健康保険料(料)の滞納率が上昇傾向にある。さらには、2007年問題に見られる職員数の低下への対策として、事業のシム化が進められている。このような状況の中で、各団体では管理職の別用訪問等の滞納対策を実施しているが、高い効果が見込まれていない。このような状況の中で、収納率向上を図る改革策として、地方税法上の「督促」行為の民間開放を提案する。これにより、収納率の向上と2007年問題への対策が見込める。	C	1	弁護士法第2条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債権者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な自由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免、控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくない。事件の紛争性の度合いが随分的に大きくなると考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。 よって、要望を認めることはできない。	再検討要請	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、商業・法人登記申請手続の代理を業とするには必要高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかについては、研修の実施の有無のみをもって、客観的に判断することはできない。 なお、登記手続の代理を業とするに要求される専門的能力の水準が本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 よって、要望を認めることはできない。 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしても異なるものであり、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことにより同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。	提案主体からの意見	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また、商業・法人登記申請手続の代理を業とするには必要高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかについては、研修の実施の有無のみをもって、客観的に判断することはできない。 なお、登記手続の代理を業とするに要求される専門的能力の水準が本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 よって、要望を認めることはできない。 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が、司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは、試験の目的からしても異なるものであり、司法書士試験合格以外の要件であって、それを満たすことにより同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。				株式会社アイネス	東京都	総務省 法務省	

05 法務省 (特区第12次 再検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類、見直し」措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理案件番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
050050	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査、差押の各種の民間事業者への授權	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてしてはならない。また、その違反者は刑罰が科される。	税目より異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条(国税徴収法141条)滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授權できる旨の規定を置く。 督促状において、民間による調査を拒絶し、捜索権限まで有する徴税員による滞納処分を通知することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものとして扱う。 民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条二、四までとし、滞納者本人への調査及びそれに伴う差押は採れない。なお、必要であれば国税徴収法施行令第13条第一項の特典関係者への調査・差押も除く。これにより、滞納者本人への直接接触を回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、権限濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとする。	地方税徴収業務では徴税費用が増加し、また近年は時効欠損を溜然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も増加しており、滞納対策も法的にも政策的にも喫緊の課題である。時効中断には主として督促が差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査などの徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授權すべきである。 ところが、地方税法上は督促も徴税員によるみ授權され、民間への授權は困難である。しかし、滞納処分は既に行政上の業務執行権限の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない。その立法上、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授權する立法例が20例以上も存在する。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その対象ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくも、督促・質問検査・差押の民間授權は可能ではある。 罰則付調査権を根拠に民間授權を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則を遡及し、12.18によるは公務執行妨害罪の補完規定とされるが、本体系公務執行妨害罪は民間事業者のみならず公務員規定で成立していること、補完規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。 なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授權にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の設定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なく、事件の紛争性の度合いが極めて大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。					弁護士法第72条ただし書きによれば、「他の法律に別段の定めがある場合には例外が認められる。この例外を許容するには、その必要性が認められるだけでなく、当事者の利益を損なうおそれや法律秩序を害するおそれといった弊害を防止するための厳格な担保措置が講じられていることが必要である。地方税の徴収業務は、民法・行政法を始めとする基本法の知識も必要であり、他税との関係、私権と公権との関係など各種法令に基づく専門的知識をも含む十分な知識や専門的能力があるが、地方税徴収についても、地方税法等において民間事業者への委託が可能である旨が明記された場合には、徴収ができると解してよい。			2 0 0 1 0 1 0	市場化テスト 推進協議会	東京都	総務省 法務省
050060	入国管理行政	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野において外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めていない。	外国人の単純労働者の受け入れ	現在、就労目的でありながら、結婚や留学のビザを持って日本に入国する外国人が少なくないと考えられる。一方、このような目的を偽って入国する外国人の労働力が不可欠な職種もあると思われる。このような不正目的の外国人労働者が不正であるとの認識が広がり、納税をしない、雇入れ罰も、罰金に付け込んで付与してはならない福利厚生を施さなかったり労働者の未払いをしたりすることがあるようである。80兆円もの国債がある我が国であるから、せつかの労働者を正規に認め、収入を増やすことが必要であると考える。	C	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めていない。 なお、当省においては、「第3次出入国管理基本計画」において、現在では、専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについて着実に検討していくこととしているが、その際には、新たに受け入れを検討すべき産業分野や日本語能力などの受け入れ要件を検討するだけでなく、その受け入れが我が国の産業及び国民生活に与える長期的影響(例えば、治安、労働市場、産業発展、構造転換、社会的コスト等)に与える影響)を十分に勘案する必要があると考えており、いずれにしても、関係機関等との十分かつ慎重な議論を経て容易に結論を出すべき課題ではないと認識している。						1 0 2 7 0 7 0 2 0	個人	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省		
050070	留学・研修経験のある外国人医師のへき地医療特区又はへき地における規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	在留資格「医療」は、医師、歯科医師その他法律上資格を有する者(薬剤師、保健師、助産師等)が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動を行う外国人に許可される。 なお、医師、歯科医師とは、日本の医師法又は歯科医師法によって医療活動を行うことができる医師、歯科医師を指し、また、「その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務」とは、我が国の法律で特定の資格を有する者のみが行うことができる医療関係の業務を指す。	日本に留学・研修した経験のある、日本の医師と同等の技能を有する外国人医師が、へき地等の医師不足地域において医療行為に従事することを可能にする。	地方における医師確保は医師不足地域において、優先度の最も高い政策課題の1つとなっている。特に、医師の専門志向や大病院志向による都市部への中核、卒後臨床研修導入後の研修医の都市部への流出などの影響で、医師の偏在が顕著であり、へき地等の条件不利地域における医師不足の状況は悪化の一途を辿り、勤務医の就業条件は過酷を極めているとともに、地域住民への医療供給体制に重大な影響が生じている。 現在、日本の医師免許をもたない外国人医師は、日本国内での医療行為は認められていない。一方、日本には、毎年多くの医療技術者を学ぶ外国人留学生、研修生を受け入れており、日本の生活文化や医療環境に慣れ親しんだ経験を持つ外国人医師が、世界各国で医師として活躍しているが、これらの留学経験等の医師は、日本の医療環境にも適応でき、へき地医療圏大病院等においても地域医療を担う医師としての活躍が期待できる。 医師は、高度な専門的知識、技能を有することを求められるため、日本で医療活動を行うにあたっては、日本の専門医に相当する医療技術を有することについて、医療関係者による評価を行うことにより、医療技術を担保する。 現在国では、緊急臨時的な医師派遣制度を構築するなど、地方の医師不足解消に御尽力いただいているが、「臨時的」であること、派遣人数についても限られた人数となっている。 本特区も「は規制緩和の実施を行うことで、へき地等における医師不足解消の一助となることが期待される。(別紙 補足資料あり)	C	当省では、いわゆる高度人材の受け入れ促進を図る観点から、平成18年3月、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改定し、「医療」の在留資格に係る上級許可基準における外国人医師の就労期間(就労期間、就労可能地域等)を拡大していること、本特区にある日本の医師免許を持たない外国人医師の就労の問題については、医療制度所管府省庁において検討すべきものである。						1 0 2 4 0 0 0	新潟県	新潟県	法務省 厚生労働省		
050080	先端医療広域連携(クラスター)特区実現のための規制緩和(医療従事者の資格(外国人医師等)の医療従事制限の緩和)	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	在留資格「医療」は、医師、歯科医師その他法律上資格を有する者(薬剤師、保健師、助産師等)が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動を行う外国人に許可される。 なお、医師、歯科医師とは、日本の医師法又は歯科医師法によって医療活動を行うことができる医師、歯科医師を指し、また、「その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務」とは、我が国の法律で特定の資格を有する者のみが行うことができる医療関係の業務を指す。	先端医療広域連携(クラスター)特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験/治療に特化した病院/研究所/大学院大学から成るアジアにおける先端医療ハブを推進する。また、「その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務」とは、我が国の法律で特定の資格を有する者のみが行うことができる医療関係の業務を指す。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定化などによる医療圏の到来により、医療システムの改革が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必須であり、臨床試験/治療に特化した医療を行う先端医療圏はアジアにおける学際的ハブセンターとして極めて重要である。私どもは口腔/先端医療/先端医療の研究開発と臨床試験/治療を迅速に推進し、口腔/医療/先端医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験/治療を迅速に推進し、医療/産業/社会のそれぞれに貢献する。コアとなる病院/研究所/大学院大学はスリム化し、1) 都道府県にとまらずに最速の連携圏と広域連携し、特区における規制緩和と実用化の基で、研究開発と実用化を迅速に行なう。本事業により、1) 未認可業、医療技術の迅速な実用化 2) 高度技術を有する医療従事者の育成、3)ベンチャー企業を含む新産業の創成、4)新しい医療システムの構築、5)保険制度の安定化などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療圏としての知名度が上がると思われる。	C	現行制度上、我が国の医師法、歯科医師法に基づく(国家資格を持たない外国人が医療行為を行うことはできないので、医療制度所管府省庁において検討すべきである。							1 0 8 3 0 0 3	愛知県	愛知県	法務省 厚生労働省	
050090	在住外国人の永住許可にかかる必要年齢の短縮	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	永住許可については、法律上の要件として、「素行善良であること、独立生活維持能力を有すること、のほかに、その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」としてあり、その基準として、原則として引き続き10年以上本邦に在留していることとしているが、その特例として、(1)日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実業を営む期間生活が5年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること、そのうち2年以上本邦に在留していること、(2)「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること、(3)難民の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること、(4)外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者で、5年以上本邦に在留していること、としている。さらに、上記(4)については、「我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン」をもって、許可及び不許可事例を公表している。	長浜市は、外国人住民の人口比率が全体の約5%を占め、全国でも有数の外国人居住都市であり、文化や習慣の違い、言葉の壁による、地元住民とのトラブルや心理的な隔りの解消は、市が抱える重要な課題となっている。社会のグローバル化の進展により、今後も在住外国人の増加が予想されるなか、外国人と地元住民との隔りを解消し、お互いが地域コミュニティを支える市民という認識に立った多文化共生のまちづくりを推進する必要がある。具体的には、 ・地域の出身講座として外国語講座を実施している外国人児童を対象とした初期指導教室を実施している ・外国人向けの生活情報誌を作成発行している ・地域や集落の伝統行事、祭りの主催者として参加している ・地域の文化芸術、芸術振興に資する活動を行っている 市が主体となる多文化共生事業に2年以上携わっている などといった地域に貢献する外国人を擁護することが、外国人居住都市として重要と考える。そこで市として、地域に在住し働く外国人や永住外国人を増やす施策を打ち出すとともに、上記に示した地域に貢献する外国人を「外国人メドエーター」として地位付付て、その育成を行いたい。なお、この外国人メドエーターは、上記の地域貢献の実績のほか、日系外国人であること、独立生活に資する収入を有すること、日本語能力を有する(財)日本国際教育支援協会の実施する日本語能力試験2級以上の認定者である)ことを要件とする。 これらの要件を満たす外国人メドエーターの永住許可について、現行法上における永住許可要件である本邦での在留期間1年以上を5年以上に短縮する特例措置を提案するもの。	C	「永住者」については、特定の地域に限定して在留を認めるものではないことから、制度上、特区として対応することは適当ではない。 なお、ご要望においては、「日系外国人であること」を特区での永住許可の要件の一つとするご提案されているが、「日系外国人」の多くは在留資格「定住者」に該当することから、「永住許可に関するガイドライン」で公表されているとおり、原則10年在留に相当する必要があると認められること、永住許可に関するガイドライン、で公表されているとおり、「定住者」の在留資格で在留している者については、「原則10年在留に関する特例」として、「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること、と永住許可の基準を緩和している。								1 0 6 0 1 0 0	長浜市	滋賀県	警察庁 法務省	
050100	「技術者など高度外国人材の日本企業就職促進の実施にかかる在留資格の受領及び更新の手続きの円滑化	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	本邦に短期滞在して行う観光、保養、スポーツ、親縁の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これに類似する活動を行うものとして本邦への上陸を希望する者には、在留資格「短期滞在」が許可される。	本邦が認定する特定事業者(人材派遣会社等)が、高度外国人材(「技術」在留資格要件該当者)を対象に「日本企業就職準備研修」を実施する場合、特定事業者が経費支弁の身元保証をし、明らかになるに備えて保証すべき事由がなければ、(1)外務省は、特定事業者が本邦の上記研修の受講証を有する者には、本邦入国予定日の1月前までに短期滞在ビザを発給し、(2)法務省は、真贋に上記研修を受講したと特定事業者が証する者には、優先審査のうち、早期に短期滞在の更新をお願いしたい。	全国的に「技術者」が不足する中、地場中小企業では地元大学からの採用が困難化している。結果、「日本語能力・技術力・親和性」を兼ね備える人材は国内には見当たらないが、日本企業での就労に馴染む人材とするには、現地での研修だけでなく、本邦において前記3)事業を継(6か月程度の就労準備研修)を行うことが求められている。本邦等には世界的に活躍できる水準には至らずとも、本邦大卒者と同等以上の技術レベルを持ち、「技術」在留資格(就労できる人材は豊富)として、自己負担して本邦で研修を受けたという需要は確実である。 本研修事業が安定的に運営できれば、地場中小企業の人材不足を補うだけでなく、企業誘致にも有益で、アジアのビジネス拠点都市をめざす本市地域経済の活性化に資するだけでなく、ひいては我國の「技術者不足」の解消にも貢献できる。 本研修事業を社会にするためには、何より安定的に短期滞在ビザが発給されること、及び3か月短期滞在の更新が認められることが不可欠である。このため、「技術」在留資格の要件を有し、本研修主催者たる特定事業者(人材派遣会社等)が在留中の経費支弁に係る身元保証をした高度人材については、明らかに本人の責に帰すべき事由がない限り、原則として短期滞在ビザの発給と更新を可視していただきたい。	D	前回回答と異なり、本邦に在留し、人材派遣会社等による日本企業や日本社会への適合のための研修を行う場合、在留資格「短期滞在」での上陸が許可される。ご提案の申請者が在留資格「短期滞在」の更新に当たって、原則許可されるか否かについては、あくまで個別の事情を審査し許可判断するものであり、事前に在留期間の更新を約束できるものではない、とのことであるが、右記提案主体の意見につき検討し、回答された。							1 0 4 8 0 1 0	福岡市	福岡県	警察庁 法務省 外務省	

05 法務省 (特区第12次 再検討要請回答)

Table with columns: 管理コード, 要望事項(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 求める措置の具体的内容, 具体的事業の実施内容・提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府県庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 補足資料, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府県庁からの再検討要請に対する回答, プロジェクト名, 管理提案番号, 提案主体名, 都道府県, 制度の所管・関係府庁. Rows include items 050110, 050120, 050130, 050140, 050150.

05 法務省 (特区第12次 再検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050170	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して法別表第1の2の表の「技術」の項又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要	在留資格「企業内転勤」において要求される関連業務経歴期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。これらの企業において、事業展開の時機を失することなく人材を確保することが重要であることから、ひょうご・神戸で勤務させることを前提に外国で新たに雇った者のうち、雇用の別会社において「技術」・「人文知識・国際業務」(うち「人文知識」)分野で3年以上の実務経験を有する者について、転勤前の従事期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和することを求めるもの。	C	在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応するため、外国で活躍している職員を、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり、「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経歴年数要件が課されていないものであり、これ以上の要件の緩和は困難である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	転勤前関連業務従事期間を緩和する要件として、転勤前従事期間「6ヶ月以上」に加え、雇用の別会社で「技術」及び「人文知識・国際業務」(うち「人文知識」)分野での3年以上の実務経歴年数を課している。本業が提案するこの要件は、現行の要件に比して条件を単純に緩和するものではないと認識している。また、中国をはじめとした各国の企業が対日投資を行う場合、ビジネス情勢が目まぐるしく変化するため、好機を逃さないよう迅速に事業を展開する必要がある。このようななか、兵庫・神戸において、本国からの優秀かつ適切な人材の早期確保が可能となれば、対日投資の促進及び地域経済の活性化を図ることができる。				前回答のとおり、在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応するため、外国で活躍している職員を、本業であれば「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経歴年数要件を満たさなければ上陸許可されないところを、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり、これ以上の要件の緩和は困難である。		1 0 9 3 0 9 0	兵庫県	兵庫県	法務省労働省	
050180	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売の要件緩和	地方財政法第32条 当せん金付証券法第4条 刑法第187条	発売主体は、都道府県及び政令都市となっている。 「富くじ」を発売した者は、2年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売を可能とする為、当せん金付証券法第4条の都道府県や政令指定都市の他、当せん金付証券の発売可能な地域の要件緩和を求める。	地域基金の原資として、頼の伝統ある「富くじ」を伝統祭事の「お宮神事」をアレンジして復活させ、当選金の支払いは、地域通貨で行う。地域基金使用用途は、台風、地震、津波等の天災後の復興支援、若者、新規定住者の住宅取得、改修用低利、無利子貸付、地域産業振興用低利貸付、町並み保存、高齢者介護福祉地域老人への配食サービス、グループホーム、医療介護施設等の経営、子育て支援(共働き夫婦の為に託児サービス、情報誌作成)、環境保全、改善、自然との共生(不用品のリサイクル、生ゴミの地産化、ゴミSRの推進)、都県と地方の交流、生活支援等(コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行等) 提案理由 頼町の伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に渡って体感する、豊かな遺産でもあり、新しい創造へのよすがともなる、有形、無形の歴史的建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの課題を抱えている。そこで、江戸時代に行われていた港湾整備等を目的とした「富くじ」を「まちづくり」を目的とした地域基金の原資調達の一つの手段として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリサイクル、リプレイさせ、その収益を地域に還元させるべく「まちづくり」により地域格差の是正が可能となる。 代替措置 本提案の目的は、広く多くの人々に参加していただく地域特性を活かした「まちづくり」を実現する為の地域再生基金原資調達用の懸賞付寄付キャンペーンである。懸賞品は、日本円ではなく毎月10%減価する地域通貨である。今年福山市では、レジ袋の削減、環境美化活動への取組み等、誰でも出来る身近な活動を通じ、環境意識向上と、環境に優しい生活スタイルを目指し、地球環境保全や循環型社会形成を促進する事を目的にマイバグ等の利用及び環境美化等に協力した人に対し、エコシールを発行した。応募カード(エコシールを貼ったもの)の抽選により賞品が当たる「懸賞付エコキャンペーン」を行った。これと同様である。又、地域文化や伝統を活用した観光事業にも資する行事でもあり、宝くじとは、目的や意義を異にするものである。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	E	宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的業務に活用することを目的とするものであり、できるだけ広(一般住民)に均等に活用できるよう、刑法で禁止されている宝くじの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めてきたもの。また、市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村が宝くじ(「サマージャンボ、オウガムジャンボ」)を発売することし、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効率的に活用されていること。したがって、既に市町村が宝くじを発売すると同様の結果が得られているもの。今回のご意見にある「懸賞付寄付キャンペーン」であること、ご提案の「当せん金付証券の発売主体の拡大」とがどのような関係にあるかが明らかではないのでコメントできない。なお、「富くじ」の発売については刑法において禁止されていること。			頼の浦り・サンライズプラン	1 0 2 3 0 4 0	個人	広島県	総務省厚生労働省					
050190	入会権の相続権確認等に係る事務手続の簡略化	不動産登記法第62条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による不動産登記に関する政令第4条第5条(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長の助長に関する法律第14条第2項、第23条第2項、第24条第2項、第25条第2項)	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(以下「法」という。)、第14条第2項又は同法第23条第2項の規定において、当該土地について必要な登記は、都道府県知事が遅滞なく(嘱托しなればならないと定められているところ、登記の嘱托をする場合には、不動産登記法の特例を定めている。入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による不動産登記に関する政令(以下「令」という。))に規定されている下記の情報を登記所に提供しなければならない。嘱托情報(令第4条第1項) ・不動産登記令第3条の各号に掲げる事項 ・法第14条第2項又は法第23条第2項の規定により登記を嘱托する旨 ・所有者が登記名義人と同一人でないときは、当該所有者の氏名又は名称及び住所 ・添付情報(令第5条第1項) ・入会林野整備計画書又は旧慣使用林野整備計画書の内容 ・法第14条第3項又は法第22条第4項の規定による公告があったことを証する情報 また、法による不動産登記に関する政令第4条第2項により、不動産登記法第25条第7号の規定の準用が除外されており、嘱托情報の内容である登記義務者の氏名若しくは住所が登記記録と合致しないときであっても却下しないとしている。	共有林野について、入会権者が戦後外国に渡り不明の場合や死亡により相続人が不明の場合等は、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって、官報で公告するなどして、権利を確定できるようにし登記可能とする。このようにことから、権利者不明及び相続困難者の権利消滅を容易にし、所有権を確定し登記することを可能にするため、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって官報で公告するなどにより、入会権者を確定できるようにする。又は整備計画の作成意思の確認及び権利消滅に係る入会権者全員の同意取得を不要とする。	C	市内には、明治時代に80名以上で登記された共有林野が多数存在する。登記を実施しようとした場合、入会権利相続人は2000人以上と推測され、入会権消滅の相続確認事務に多大な労力と時間を要し、現実的に登記ができない状態となっている。 また、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」に基づき林野整備を実施する場合において、整備意思確認のため入会権者全員の同意取得が必要となるが、過去において取り組みを実施したものの、長い期間と多額の費用を要し計画を断念した経緯もある。さらに、これらに該当する数は100を超えており、道路改良や森林環境整備などの公共事業による土地の取得などに支障を生じている状況である。 このようにことから、権利者不明及び相続困難者の権利消滅を容易にし、所有権を確定し登記することを可能にするため、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって官報で公告するなどにより、入会権者を確定できるようにする。又は整備計画の作成意思の確認及び権利消滅に係る入会権者全員の同意取得を不要とする。	今回の提案内容は、貴省の回答にあるような不動産登記を行う際の手続きの簡略化を求めるものではなく、入会林野整備計画を作成する際に必要となる、入会権者や入会林野に権利を有する者のうち現在行方不明となっている者の合意や権利放棄の同意を得るための手続きの簡略化を求めるものである。このことについて、民法上の観点から貴省の見解を回答された。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	回答は、現行法に基づき入会林野整備計画を策定した場合の、登記手続きについて記載したものである。提案の主旨は、民法で入会権について各地方の慣習に従うとされているが、集落から転出した者が入会権や権利関係を失うという慣習が無くった場合、入会権者からの整備意思の確認作業に多くの労力を要することが想定されるため、現在の入会権者の合意をもって官報で公告するなどして権利確定できないかの検討をお願いしたものであるが再度検討をお願いしたい。また併せて、都道府県として入会地帯に立って看板を設置し告示することにより同意を得るものとするなどして権利確定できないかの検討をお願いしたい。		1 0 9 7 0 1 0	町村市	福岡県	法務省農林水産省						
050200	定期建物賃貸借契約において、賃借人に預金義務を課する等の特約を用いることの容認	借地借家法第27条、第28条、第30条	賃借人に解約する権利を留保したとしても、その解約の申入れには、借地借家法第28条の正当事由があると認められる必要がある。	定期建物賃貸借契約に係る賃借料の支払いに付随して、一定金額の貯蓄を特約し、当該特約事項に反する場合、契約不履行による解約請求をすることができることとする。	保証金等を徴収しないこととの均衡措置として、契約全体としての公平性を評価する。 空き家の所有者が空き家を安心して賃貸借の対象として活用できるような措置するもの。	C	解約の申入れには、借地借家法第28条の正当事由があると認められる必要があること、提案のように一定金額の貯蓄を課するという特約に違反したことをもって解約を認めることは、当事者双方の諸事情を総合的に判断しつつ賃借人の居住の利益を保護しようとする正当事由制度の趣旨に反するため、対応困難である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1 回答内容として「賃借人の居住の利益を保護」とありますが、まず「賃借人」となる人を増やすには貸し手を増やすことが必要と考えます、それがより多く可能となるのが、「賃借人」の居住の利益につながるかと判断が定期賃貸借制度の考案方ではないかと考えます。 2 契約に際して、賃借人に預金義務を課する特約(例えば、「賃借人は、本契約に基づき賃借人名義で、銀行に開設する定期積立預金口座に毎月 〇円を預け入れるものとする。専)を設けることは、借地借家法に抵触するものではないと解しますが、所管官庁の御見解はどうかでしょうか。(解約事由とはしない場合の見解)			1 1 0 0 0 2 0	個人	京都府	法務省				
050201	定期建物賃貸借契約において、賃借人に預金義務を課する等の特約を用いることの容認		要望事項を規制する法務省所管の法令はない。	適作買取請求権について、買い取るべき価格の上限を定める特約の容認	賃貸借価格を低く設定する均衡措置として、賃借人が行った適作を時価で買い取るべきことを請求する権利に対する上限額の設定を行う。 定期建物賃貸借契約において、賃借人が行った適作を時価で買い取るべきことを請求する権利に対する上限額の設定を行う。 空き家の所有者が空き家を安心して賃貸借の対象として活用できるような措置するもの。	E	提案者は、借地借家法第33条(適作買取請求権)の規定が規制に当たっているといるが、同規定は強行規定ではない(同法第37条参照)。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	田舎の空き家では、上水道の供給区域、下水道の供給区域ではあるが、住人が不在であったことから当該建物の敷地(宅地)まで管渠等が到達しておらず、こうしたサービスを提供するため、主として公道部分で行政が行う工事に対して受益者の負担が必要となる場合がありますが、賃借人がそれを負担した場合、適作買取請求権として扱うことができるかについて、所管官庁の御見解はどうかでしょうか。			1 1 0 0 0 2 0	個人	京都府	法務省				
050210	金融機関が契約に基づき預金者の預金情報を指定された者に通知すること及び預金の払い戻しに指定された者の同意を要することとする容認		要望事項を規制する法務省所管の法令はない。	賃借人から、預金口座の開通時に次のサービスの提供について依頼があった場合、金融機関は当該依頼の範囲内において実施する賃借人に係る個人情報の提供について、個人情報の保護に関する法律第23条に規定の本人の同意を必要としないこととする。 定期建物賃貸借契約に係る一定金額の貯蓄の特約の履行状況を指定された者に通知すること 定期建物賃貸借契約の終了期の到来の予告をすること 定期建物賃貸借契約が有効である間において、預金の払い戻しに指定された者(地縁による団体)の同意を要することとする。	金融機関が協力しやすいように、特区における特例措置としての法的根拠を付与するもの。	E	要望事項を規制する法務省所管の法令はない。		1 1 0 0 0 3 0	南丹田舎すまいるプラン	個人	京都府	金融庁法務省内閣府						